平成２２年（フ）第９２０号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町２番46―302号
債務者　森川　　胖
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５２号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目１番地の15エール園田201号
債務者　松本　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所311番地　町住３－３号
債務者　南　　正美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１４４１号
広島市中区基町20番１―1358号
債務者　槇原　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４５号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地の29
債務者　打田さつき
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６５号
広島市佐伯区楽々園５丁目19番15号
債務者　吉川　貴志
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３４号
広島市佐伯区坪井１丁目30番４―304号
債務者　芝田　秀美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３８号
広島市東区戸坂新町１丁目１番７―508号
東浄市営アパート
債務者　丸子　正則
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３９号
広島市東区戸坂新町１丁目１番７―508号
東浄市営アパート
債務者　丸子　節子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４８号
愛媛県伊予市上三谷甲734番地
債務者　髙橋　富美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目30番45号村田ハイツ102号
債務者　和田　優子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
鹿児島県鹿児島市真砂町24番５号
債務者　是枝　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
鹿児島県鹿児島市平之町９番32号エレガンス平之町301号
債務者　宮脇　ルミ
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
鹿児島県鹿児島市真砂町26番５号
債務者　那須ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
鹿児島県鹿児島市中央町12番地10山下ビル３階
債務者　今藤　成実
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
沖縄県島尻郡北大東村字中野233番地
債務者　名越　隆夫
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８６号
北海道苫小牧市光洋町２丁目８番８号　クリスタル夏月３．205
債務者　藤田　政男
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部